

分かりやすい市・県民税申告の手引き

市・県民税の申告につきましては、毎年ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、市役所では、2月18日（水）から令和8年度の申告受付を始めます。

まずは、申告が必要か2ページの「申告チェック！」で確認してください。

混雑解消のため下記についてご協力ください。

◎来庁者の分散を図り、待ち時間を平準化するために地区割による受付期間を設定しています。
(P12を確認してください。)

◎会場での受付時間を短縮するため、農業所得などの収支内訳書の記載や医療費の集計などを済ませてご来庁ください。

◎所得税の確定申告は、e-Taxによる電子申告が便利です。自宅で申告ができますので利用してください。詳しくは、国税庁HPで確認してください。

◎市・県民税の申告は郵送等でも受け付けしています。(P4を確認してください。)

◎次に記載している内容の申告をされる場合は、**税務署で申告をお願いします。**

青色申告、準確定申告、住宅借入金等特別控除、損失の損益通算及び繰越控除、分離所得の申告
(収用を除く不動産や株式等の譲渡所得、上場株式等の配当所得、先物取引に係る雑所得等)



★申告の詳しい日程及び受付時間は12ページをご覧ください。

★各コミュニティセンター等での受付終了時間は15:00ですのでご注意ください。

(郵送申告分については、記入された内容について電話で確認させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。)

【問い合わせ先】〒848-8501 伊万里市立花町1355番地1

伊万里市役所 税務課市民税係 Tel (0955)23-2148

○この「分かりやすい市・県民税申告の手引き」は令和7年12月現在の法令等に基づいて作成したものです。
税制改正等により内容が変わる場合は、「広報伊万里」等でお知らせします。

わたしは市・県民税(国民健康保険税)の申告が必要？

市・県民税申告が必要な方は、別紙の申告書をお使いください。

申告チェック！

スタート！

はい

いいえ

市・県民税の申告が必要か次の図で確認してください。

令和8年1月1日現在伊万里市に
居住していましたか。

いいえ

令和8年1月1日現在居住の
市区町村で申告してください。

はい

前年中に収入がありましたか？（太陽光売電収入、個人年金、生命保険満期金 含む）
非課税収入（遺族・障がい年金、失業給付金、児童扶養手当など）のみの方は「いいえ」へ

はい

以下に該当しますか？

- ・税務署から申告のお知らせ（ハガキ）が届いている。
- ・所得税の還付を受けようと思っている。
- ・住宅借入金等特別控除の申告をする。
- ・不動産や株式等の売却による収入があった。（不動産の収用を除く）

いいえ

はい

**所得税の確定申告
をしてください。**

申告の詳細については
伊万里税務署
(TEL: 23-3147)
へお問い合わせください。
(税務署で確定申告を
された方は、市・県民
税の申告は不要です)

所得は給与または公的年金のみですか？

はい

いいえ

**市・県民税の申告
は原則不要です。**

ただし、年末調整を
されていない場合や 扶
養控除、医療費控除等
の所得控除を受ける場
合は申告をしてくだ
さい。
(税額が下がる場合が
あります)

**市・県民税の申告
が必要です。**

ただし、給与または
公的年金以外の所得
(農業・不動産・譲渡・
保険の満期・個人年金・
太陽光売電等) が 20
万円超の場合、確定申
告が必要です。
(税務署で確定申告を
された方は、市・県民
税の申告は不要です)

**市・県民税の申告
が必要です。**

国民健康保険税・後
期高齢者医療保険料・
国民年金保険料の軽減
や免除が受けられる場
合があります。

はい

**市・県民税の申
告は不要です。**

※所得に関する証明
が必要な方は申告
してください。

いいえ

※上記の図は申告が必要かどうかの目安としてご利用ください。ここにはないケースでも申告が必要な場合があります。ご不明な点は、市役所税務課市民税係（電話：23-2148）までお尋ねください。

目 次

●申告チェック！ わたしは市・県民税（国民健康保険税）の申告が必要？	2
●所得税の確定申告について	3
●市・県民税と所得税の主な違い	3
●申告の方法及び申告に必要なもののチェックリスト	4
●給与所得・年金所得・税率表	5
●市・県民税申告書の書き方と記入例	6～7
●所得税、市・県民税所得控除一覧表（表1）	8
●所得税、市・県民税所得控除一覧表（表2）	9
●所得税、市・県民税所得控除一覧表（表3）、市・県民税の非課税要件等、税額控除について	10
●医療費控除の対象となる医療費	11
●申告受付日程及び会場等	12

2ページの「申告チェック！」で「所得税の確定申告をしてください。」となった方へ

◆伊万里税務署の申告会場開設について

期 間	場 所	受付時間	電話番号
2月16日から3月16日 期間中の土、日、祝日は閉庁	伊万里税務署 (1F大会議室)	9時から16時	0955-23-3147

※不動産の売却・贈与税について、申告会場での申告相談を希望される方は、令和8年2月16日から3月16日の月曜日から水曜日にお越しください。（本期間以外は、不動産の売却・贈与税の担当者が申告会場に從事しておりません。）

○申告会場の混雑緩和のため、入場する際は、「入場整理券」が必要となります。

※入場整理券の配付状況に応じて、早めに受付を終了し、後日の来場をお願いする場合があります。

入場整理券の取得方法（次のいずれかのみ）

- ・申告会場当日配布
- ・LINE アプリによる事前発行

（注）電話や税務署窓口において、入場整理券の事前発行は行っていません。

国税庁 LINE 公式アカウント→



○指定された入場時間内にご来場いただきますようお願いいたします。

※混雑状況に応じ、指定された時間内であっても一時的にお待ちいただく場合があります。

LINE アプリによる事前発行の申込みは、来場希望日の10日前から可能です。

○確定申告会場では、スマートフォンをお持ちの方は、原則、ご自身のスマートフォンにより、ご自身で申告書の作成を行っていただきます。

詳しくは、伊万里税務署（電話：23-3147 ※音声案内で2番）へお尋ねください。

◆市・県民税と所得税の主な違い

	市・県民税	所 得 税
対象所得	前年の所得に対して課税	その年の所得に対して課税
課税方法	確定申告書、市・県民税申告書、給与支払報告書などの各種資料に基づいて税額を計算し課税	納税者が自分で税額を申告して納める申告納税方式。給与所得者の場合は、支払時に（月々の）税額を計算し年末に精算（源泉徴収と年末調整）
所得控除	「手引き」8～10ページを参照 控除額が同額のものもありますが、市・県民税が所得税の控除より低い金額になっているものもあります。	
税 率	「手引き」5ページを参照 （一律）市民税 6% 県民税 4%	「手引き」5ページを参照 所得に応じて7段階の超過累進税率
均 等 割	有	無

このページは、市・県民税申告が必要な方が参考にしてください。

(2ページの「申告チェック!」で「市・県民税の申告が必要です。」となった方)

◆申告の方法

市・県民税申告書を記入し、下記の(1)~(3)により、添付書類と併せて提出してください。

- (1) 申告期間中に、市役所税務課市民税係に郵送する。(宛て先は表紙下部をご覧ください)
 - (2) 申告期間中に、各コミュニティセンター(旧公民館)等に提出する。
 - (3) 申告期間中に、市役所1階市民ロビーや各コミュニティセンター等で申告する。(日程はP12参照)
- ※(1)(2)の場合は、問い合わせする場合がありますので電話番号を必ず記入してください。

※申告会場での混雑等を回避するため、郵送やコミュニティセンターへの提出にご協力いただきますようお願いします。

◆申告に必要なもののチェックリスト

◎収入関係資料

- ☐ ①勤務先が発行した源泉徴収票又は支払証明書(会社等勤務の方)
- ☐ ②日本年金機構・各年金基金等から郵送される公的年金等の源泉徴収票(公的年金受給者)
- ☐ ③収支内訳書(記入されたもの)及び収支内訳書の経費の領収書等(営業等所得者の場合)
※収支内訳書は簡易申告書の裏面を活用してください。
- ☐ ④個人年金・配当金・保険金等の受取証明書等
- ☐ ⑤土地の売買等に係る契約書及び収用等の特例適用のための証明書

◎控除関係資料

- ☐ 社会保険料控除の場合(P8参照)
⑥国民健康保険税・介護保険料・国民年金・後期高齢者医療保険料等の納付証明書
- ☐ 生命保険料控除・地震保険料控除の場合(P8参照)
⑦生命保険会社等から郵送された控除証明書
- ☐ 寄附金(税額)控除の場合(P8、P10参照)
⑧寄附金の支払額などの証明書
- ☐ 医療費控除の場合(P11参照)
⑨個人ごとと病院ごとに集計した医療費の任意の集計表又は医療費控除の明細書(医療費通知又は領収書原本でも可)

◎その他持参するもの

- ☐ 本人確認用
マイナンバーカード又は通知カード+運転免許証や公的医療保険の被保険者証など
- ☐ 所得税の還付申告をされる場合は、申告者名義の通帳

◆郵送やコミュニティセンター提出の場合の必要書類及び添付書類

- ア. 令和8年度市・県民税(国民健康保険税)申告書
- イ. 上記の収入関係資料①②④と控除関係資料⑥~⑧の原本を添付してください。
- ウ. 上記③のうち収支内訳書は原本を添付してください。(経費の領収書等は添付の必要なし)
- エ. 上記⑤のうち特例適用のための証明書は原本を添付、契約書は写しを添付してください。
- オ. 上記⑨のうち任意の集計表及び医療費通知は原本を添付してください。(領収書は添付の必要なし)

● 給与所得・年金所得・税率表 ●

給与所得の求め方

給与等の収入金額の合計額【A】	給与所得の金額【B】 ※2
651,000円以上 1,899,999円以下	A - 650,000円
1,900,000円以上 3,599,999円以下	A ÷ 4 (千円未満切捨て) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円以上 6,599,999円以下	A ÷ 4 (千円未満切捨て) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円以上 8,499,999円以下	A × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円以上	A - 1,950,000円 ※1

◎【A】が651,000円未満の場合は給与所得金額は0円となります。

【例】 ■ 給与等の収入金額が4,558,000円の場合

給与所得：(4,558,000円 ÷ 4 × 3.2) - 440,000円 = 3,204,800円

※A ÷ 4で計算した金額の1,000円未満の端数は切り捨てます。

※1 給与収入【A】が850万円以上の人で所得者や同一生計配偶者、扶養親族が特別障がい者である場合や扶養親族が23歳未満の場合は、【B】から所得金額調整控除①（最高15万円）をさらに差し引きます。

※2 給与所得【B】と公的年金等の雑所得【D】（下記公的年金等の雑所得の求め方参照）の両方がある場合で、【B】と【D】の合計金額が10万円を超える場合は、【B】から所得金額調整控除②（最高10万円）を差し引きます。（※1と併用可能です）

※3 所得金額調整控除①②の計算方法は市HPなどで確認してください。

公的年金等の雑所得の求め方

65歳未満（昭和36年1月2日以降生まれの人）

公的年金等の収入金額【C】	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額（退職所得を除く）【D】 ※2		
	～10,000,000円	～20,000,000円	20,000,001円～
～1,300,000円	【C】- 60万円	【C】- 50万円	【C】- 40万円
～4,100,000円	【C】× 75% - 27万5千円	【C】× 75% - 17万5千円	【C】× 75% - 7万5千円
～7,700,000円	【C】× 85% - 68万5千円	【C】× 85% - 58万5千円	【C】× 85% - 48万5千円
～10,000,000円	【C】× 95% - 145万5千円	【C】× 95% - 135万5千円	【C】× 95% - 125万5千円
10,000,001円以上	【C】- 195万5千円	【C】- 185万5千円	【C】- 175万5千円

65歳以上（昭和36年1月1日以前生まれの人）

公的年金等の収入金額【C】	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額（退職所得を除く）【D】 ※2		
	～10,000,000円	～20,000,000円	20,000,001円～
～3,300,000円	【C】- 110万円	【C】- 100万円	【C】- 90万円
～4,100,000円	【C】× 75% - 27万5千円	【C】× 75% - 17万5千円	【C】× 75% - 7万5千円
～7,700,000円	【C】× 85% - 68万5千円	【C】× 85% - 58万5千円	【C】× 85% - 48万5千円
～10,000,000円	【C】× 95% - 145万5千円	【C】× 95% - 135万5千円	【C】× 95% - 125万5千円
10,000,001円以上	【C】- 195万5千円	【C】- 185万5千円	【C】- 175万5千円

【例】 ■ 65歳以上で年金収入金額が150万円の場合で公的年金等以外の所得が1,000万円以下の場合

年金所得：1,500,000円 - 1,100,000円 = 400,000円

所得税、市・県民税税率表

			課税所得金額【E】	税額の計算式
市・県民税 (地方税)	市民税	所得割	所得金額－所得控除額	【E】×6%
		均等割	3,000円	
	県民税	所得割	所得金額－所得控除額	【E】×4%
		均等割	1,500円	
森林環境税(国税)			1,000円	
所 得 税 (国税)			～195万円以下	【E】×5%
			195万円超 330万円以下	【E】×10%－ 97,500円
			330万円超 695万円以下	【E】×20%－ 427,500円
			695万円超 900万円以下	【E】×23%－ 636,000円
			900万円超 1,800万円以下	【E】×33%－ 1,536,000円
			1,800万円超 4,000万円以下	【E】×40%－ 2,796,000円
			4,000万円超	【E】×45%－ 4,796,000円

※所得税については、H25年分から復興特別所得税分として、算出された所得税の2.1%が加算されます。

※ R6 年度より森林環境税を市・県民税均等割と併せて賦課徴収することとなりました。

市・県民税申告書の書き方と記入例

2ページのチェックリストで「市・県民税の申告が必要」となった方については、別紙の申告書をお使いください。
(市・県民税の申告書は各コミュニティセンターにも準備しております。)

申告書は事前に記入をお願いします！

住所、氏名等について

住所、氏名、生年月日、電話番号、個人番号を記入してください。
令和8年1月1日の住所と現住所が異なる方は、令和8年1月1日現在の住所も記入してください。(同じ場合は「同上」に○をつけてください。)

①収入状況について

失業給付金、障がい年金、遺族年金などの収入があった場合は、該当するものに○をつけてください。(金額の記入は不要です。)

営業等・農業・不動産による収入のある方は、令和8年度市・県民税(国民健康保険税)申告書の裏面の収支内訳書を作成してください。

土地等を貸し出し、成果物である米などの農作物の一部を小作料という名の地代として受取った場合に記入してください。

○小作料が米の場合

30キロで何袋受取ったか記入し、30キロを13,000円で換算し、所得金額に記入してください。

○小作料が米以外の場合

成果物を金額に換算し、所得金額に記入してください。

給与収入がある方で、会社から源泉徴収票が発行されていない場合は、令和8年度市・県民税(国民健康保険税)申告書の裏面をご利用ください。

また、ご自身で給与の所得金額又は年金の所得金額を計算される場合は、手引き5ページを参考にしてください。

個人年金や保険の満期一時金などの受取りがあった方は、生命保険会社等から申告用に送付される「支払調書」を参考に所得金額を計算してください。

③本人控除について

あなた自身について、ひとり親控除、寡婦控除や障がい者控除が適用できるか確認するための欄です。

令和7年12月31日現在の状況であてはまるものについて○を記入してください。

障がい者控除については、障がい者手帳などに記載されている「級」などを記入してください。

また、福祉課からの通知書をお持ちの方は、普通か特別に○を記入してください。

令和8年度 市・県民税

申告者	現住所	伊万里市 立花町1355番地1		
	令和8年1月1日現在の住所	同上	(異なる場合)	
	代理人氏名	伊万里 太郎	続柄	子

(1)収入状況について

非課税収入(該当に○)			
A. 失業給付金 B. 障がい年金 C. 遺族年金 D. その他			
種目	収入金額	必要経費等	所得金額
営 業		収支内訳書に記載	円
農 業		収支内訳書に記載	円
不 動 産		収支内訳書に記載	円
不 動 産 (小作料)	()袋×13,000円＝ ※1袋30キロによる		円
給 与	1,200,000	手引きP5を参照	550,000円
公的年金		手引きP5を参照	円
その他雑 (個人年金等)	太陽光売電収入 100,000	90,000	10,000円
一時所得 (生命保険満期金等)	ア	イ	(ア－イ－50万)×1/2 円
そ の 他	利子・配当・総合譲渡(長期・短期)		円
所得金額の合計 (収入がなかった方は右に0と記入して下さい。)			560,000円

(3)本人控除について

・ひとり親または寡婦の方は該当する項目に○をつけてください。

イ. ひとり親

□. 寡婦 (□死別 □離婚 □生死不明 □未帰還)

・障がい者控除について該当する項目に○をつけてください。

イ. 障がい者手帳を持っている(身体 級、精神 級、療育 級)

□. 「障がい者控除対象者認定通知書」を交付された(普通、特別)

(5)配偶者・扶養親族について

配偶者	氏名	伊万里 花子	生年月日	(明・大・昭)平・令
	個人番号	123456789456	配偶者の合計所得	□ 同一生計配偶者(控除対象)
扶 養	氏名	伊万里 太郎	続柄	子
	個人番号	098765432109	扶養親族の合計所得	□ 16歳未満
親	氏名		続柄	
	個人番号		扶養親族の合計所得	□ 16歳未満
族	氏名		続柄	
	個人番号		扶養親族の合計所得	□ 16歳未満

伊万里市からのお知らせ

【営業等、農業、不動産収入のある方へ】

伊万里市では、上記所得がある方で「収支内訳書」を作成されていない場合は、申告会場にてご自身で「収支内訳書」を作成していただいてから申告受付を行います。

【医療費控除を受ける方へ】

医療費控除を受けるには、医療費控除の明細書の添付が必要です。医療費の合計の計算（個人ごと病院別）が済ませてから申告受付を行います。

つきましては、待ち時間等の短縮のため、申告前の収支内訳書の作成及び医療費の計算についてご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

（国民健康保険税） 申告書

個人番号 (マイナンバー)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	生年月日
フリガナ	イマリ イチロウ	
氏 名	伊万里 一郎	(明・大・昭・平・令) 50 年 10 月 10 日
性 別	男・女	電話番号 0955-23-2111
代理人 住 所	現住所に同じ	

(2)所得控除がある場合

医療費控除等	ア支払医療費合計	イ保険金等で補てんされた額	差引額(ア－イ)
	120,000円	10,000円	110,000円
区 分	セルフメディケーション税制を選択する場合は、区分に「 ☒ 」を記載		
社会保険料控除	源泉徴収票のとおりの国民健康保険税	80,000円	円
	介護保険料	円	円
	社会保険料	円	円
	合計	円	円
生命保険料控除 ※支払額（申告額）を記入して下さい。	新生命保険料	62,000円	円
	新個人年金保険料	72,000円	円
	介護医療保険料	78,000円	円
地震保険料控除	地震保険料支払額	5,000円	円
勤労学生控除	☐ 勤労学生控除（学校名）		
そ の 他	小規模企業共済等支払掛金	円	円

(4)寄附金について

寄 付 先	寄付金額
都道府県、市町村（ふるさと納税）	10,000円
県内の共同募金	円
日本赤十字社佐賀県支部	円
佐賀県条例並びに伊万里市条例指定	円

年 5 月 5 日	☒ 同居 住
300,000 円	☐ 別居 所
配偶者を除く。）	障がい 身体（ 級）精神（ 級）療育（ ）認定（ ）
令）9 年 9 月 9 日	☒ 同居 住
300,000 円	☐ 別居 所
☐ 特定親族	障がい 身体（ 2 級）精神（ 級）療育（ ）認定（ ）
令）年 月 日	
☐ 特定親族	障がい 身体（ 級）精神（ 級）療育（ ）認定（ ）
令）年 月 日	
☐ 特定親族	障がい 身体（ 級）精神（ 級）療育（ ）認定（ ）
令）年 月 日	
☐ 特定親族	障がい 身体（ 級）精神（ 級）療育（ ）認定（ ）
令）年 月 日	

②所得控除がある場合

該当する項目に金額等を記入してください。
控除を受けるためには証明書又は領収書等が必要です。

医療費控除の対象となる医療費は、あなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った医療費等の合計額です（セルフメディケーション税制を選択する場合は、区分欄に ☒ を記載）。詳しくは、手引き11ページをご覧ください。

④寄附金について

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に、都道府県・市区町村・特別区・佐賀県共同募金会・日本赤十字社佐賀県支部・その他条例により指定されている団体に対しての寄附が2千円を超える場合に記入してください。控除を受けるためには領収書もしくは寄附金控除証明書等が必要です。

⑤扶養親族について

扶養親族とは、あなたと生計を一にする親族で、前年の合計所得金額が58万円以下の方をいいます。

配偶者（夫や妻）や特定親族（19歳以上23歳未満）については、配偶者控除、扶養控除もしくは配偶者特別控除、特定親族特別控除（手引き P9、P10 参照）がありますので、前年の合計所得金額を記入してください。

扶養親族で障がい者手帳などをお持ちの場合は、「級」などを記入し、福祉課からの通知書をお持ちの場合は、「認定」の欄に普通か特別か記入してください。

別居の場合は、住所を記入してください。

● 所得税、市・県民税所得控除一覧表（表1） ●

所得控除の計算方法

雑損控除	次の①と②のうちいずれか多い方の金額 ①（損害金額＋災害等関連支出の金額－保険金等で補てんされる金額）－（総所得金額等の合計額×10%） ②（災害関連支出の金額－保険金等で補てんされる金額）－5万円 ※災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けたときに控除できる制度です。
医療費控除	前年中に支払った医療費の総額 － 健康保険・生命保険等から補てんされた金額 － 10万円か所得の5%のいずれか小さいほうの金額 = 医療費控除額（最高200万円） 納税者本人や生計を一にする配偶者やその他の親族の医療費を10万円（あるいは所得の5%）以上負担した場合に、上記の計算式によって算出した金額を所得控除として差し引くことができる制度です。 ※所得税を納めている人は、申告により還付を受けられる場合がありますが、かかった医療費がすべて還付になる制度ではありませんのでご注意ください。 ※医療費控除の特例及び対象となる医療費については、「手引き」の11ページをご覧ください。
社会保険料控除	健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・厚生年金等の社会保険料の支払金額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済の掛金（旧第2種を除く）・心身障がい者扶養共済制度の掛金・確定拠出年金法の個人型年金の加入者掛金の金額

※以下は所得税、市・県民税において計算式が異なる控除

	所得税における所得控除の計算方法	市・県民税における所得控除の計算方法
生命保険料控除	◎旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）の場合 下記により計算した生命保険料控除（最高50,000円） + 下記により計算した個人年金保険料控除（最高50,000円） ○保険料の控除額 25,000円以下 …………… 保険料の全額 25,000円を超え 50,000円まで …………… 保険料×1/2+12,500円 50,000円を超え 100,000円まで …………… 保険料×1/4+25,000円 100,000円を超える場合 …………… 50,000円	◎旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）の場合 下記により計算した生命保険料控除（最高35,000円） + 下記により計算した個人年金保険料控除（最高35,000円） ○保険料の控除額 15,000円以下 …………… 保険料の全額 15,000円を超え 40,000円まで …………… 保険料×1/2+7,500円 40,000円を超え 70,000円まで …………… 保険料×1/4+17,500円 70,000円を超える場合 …………… 35,000円
	◎新契約（平成24年1月1日以降に締結した保険契約等）の場合 下記により計算した生命保険料控除（最高40,000円） + 下記により計算した個人年金保険料控除（最高40,000円） + 下記により計算した介護医療保険料控除（最高40,000円） ○保険料の控除額 20,000円以下 …………… 保険料の全額 20,000円を超え 40,000円まで …………… 保険料×1/2+10,000円 40,000円を超え 80,000円まで …………… 保険料×1/4+20,000円 80,000円を超える場合 …………… 40,000円	◎新契約（平成24年1月1日以降に締結した保険契約等）の場合 下記により計算した生命保険料控除（最高28,000円） + 下記により計算した個人年金保険料控除（最高28,000円） + 下記により計算した介護医療保険料控除（最高28,000円） ○保険料の控除額 12,000円以下 …………… 保険料の全額 12,000円を超え 32,000円まで …………… 保険料×1/2+6,000円 32,000円を超え 56,000円まで …………… 保険料×1/4+14,000円 56,000円を超える場合 …………… 28,000円
	◎新・旧両方の契約がある場合 新制度と旧制度の合計額が申告額となります。その場合は、所得税12万円、市・県民税7万円が控除の限度額となります。また、各控除ごとの上限は新契約の限度額（所得税4万円、市・県民税2万8千円）となります。	
	損害保険契約等に係る地震保険料の金額の合計額①（最高50,000円） + 長期損害保険契約等に係る旧長期損害保険料の金額の合計額②（最高15,000円） ①+②＝最高限度額 50,000円 （長期）10,000円以下は保険料の全額 10,000円を超え 20,000円以下 保険料×1/2+5,000円 20,000円を超えるとき 15,000円 一つの損害保険契約等又は長期損害保険契約等が、損害保険契約等又は長期損害保険契約等のいずれにも該当するときは、いずれか一つの契約のみに該当するものとする。	損害保険契約等に係る地震保険料の金額の合計額の1/2 ①（最高25,000円） + 長期損害保険契約等に係る旧長期損害保険料の金額の合計額②（最高10,000円） ①+②＝最高限度額 25,000円 （長期）5,000円以下は保険料の全額 5,000円を超え 15,000円以下 保険料×1/2+2,500円 15,000円を超えるとき 10,000円
寄附金控除	「寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額の40%」とのいずれか少ない方の金額 － 2,000円 ※寄附金によっては税額控除が受けられる場合があります。	「寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額の30%」のいずれか少ない方の金額 － 2,000円 ※市・県民税は税額控除のみとなります。

● 所得税、市・県民税所得控除一覧表 (表2) ●

控 除 の 種 類			要 件 等 (注1)		所得税	市・県民税
配偶者控除 (注2)	一般の控除対象配偶者		被扶養者の 合計所得金額 58万円以下	所得者の合計所得金額900万円以下	38万円	33万円
				所得者の合計所得金額900万円超950万円以下	26万円	22万円
				所得者の合計所得金額950万円超1,000万円以下	13万円	11万円
	老人の控除対象配偶者 (70歳以上：S31.1.1以前生)			所得者の合計所得金額900万円以下	48万円	38万円
				所得者の合計所得金額900万円超950万円以下	32万円	26万円
				所得者の合計所得金額950万円超1,000万円以下	16万円	13万円
扶養控除	16歳未満の年少扶養親族		16歳未満（H22.1.2以後生） 控除額はありませんが、市・県民税の均等割・所得割 の非課税判定に影響します (S31.1.2～H15.1.1)（H19.1.2～H22.1.1） 19歳以上 23歳未満（H15.1.2～H19.1.1） 70歳以上（S31.1.1以前生） 70歳以上の直系尊属（父母等）	適用なし		
	一般の扶養親族			38万円	33万円	
	特定扶養親族			63万円	45万円	
	老人扶養親族	同居老親等 以外の者		48万円	38万円	
		同居老親等 (注3)		58万円	45万円	
	障がい者 控除 (注4)	一般の障がい者		身体：3～6級、療育：B、精神：2～3級	27万円	26万円
特別障がい者		身体：1～2級、療育：A、精神：1級	40万円	30万円		
特別障がい者が同居の場合		上記と同じ	75万円	53万円		
ひとり親控除			所得者の 合計所得金額 58万円以下	婚姻していない人又は配偶者が生死不明などの人で次の①②のいずれにも当てはまる人 ①総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子（注5）がいること ②事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	35万円	30万円
寡婦控除			所得者の 合計所得金額 50万円以下	上記の「ひとり親控除」の要件等の②に当てはまる人で次のいずれかに当てはまる人 ◆夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫が生死不明などの人 ◆夫と離別した後婚姻をしていない人で、扶養親族を有する人	27万円	26万円
勤労学生控除			合計所得金額が85万円以下（うち給与所得以外が10万円以下）の人		27万円	26万円
基礎控除			所得者の合計所得金額2,350万円以下		最高95万円	43万円
			所得者の合計所得金額2,350万円超2,400万円以下		48万円	
			所得者の合計所得金額2,400万円超2,450万円以下		32万円	29万円
			所得者の合計所得金額2,450万円超2,500万円以下		16万円	15万円
			所得者の合計所得金額2,500万円超		適用なし	

配偶者特別控除 (注2)

	配偶者の合計所得金額 (注1)	左に対応する 給与収入金額	所得者の合計所得金額(注1)					
			900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下	
			所得税	市・県民税	所得税	市・県民税	所得税	市・県民税
控除対象配偶者以外の場合に適用	58万円超 95万円以下	1,230,000円超1,600,000円以下	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円
	95万円超100万円以下	1,600,000円超1,650,000円以下	36万円		24万円		12万円	
	100万円超105万円以下	1,650,000円超1,700,000円以下	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円	
	105万円超110万円以下	1,700,000円超1,750,000円以下	26万円	26万円	18万円	18万円	9万円	9万円
	110万円超115万円以下	1,750,000円超1,800,000円以下	21万円	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円
	115万円超120万円以下	1,800,000円超1,850,000円以下	16万円	16万円	11万円	11万円	6万円	6万円
	120万円超125万円以下	1,850,000円超1,903,999円以下	11万円	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円
	125万円超130万円以下	1,903,999円超1,971,999円以下	6万円	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円
	130万円超133万円以下	1,971,999円超2,015,999円以下	3万円	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円
	133万円超	2,015,999円超	適用なし					

(注1) 退職所得がある場合、合計所得金額には、所得税では含み、市・県民税では含みません。

(注2) 配偶者控除・配偶者特別控除を受けようとする人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は控除の対象になりません。

(注3) 病院に入院されている場合は、「同居」となりますが、老人ホーム等に入所されている場合は、「別居」となります。

(注4) 身体障がい者手帳等の交付を受けられていない場合でも、介護保険の要介護認定を受けている人で市町村長から「障がい者控除対象者認定通知書」の交付を受けている人も対象になります。障がい者控除の対象者には16歳未満の扶養親族を含みます。

(注5) 他の人の控除対象配偶者又は被扶養者になっている場合は控除の対象になりません。

● 所得税、市・県民税所得控除一覧表（表3） ●

特定親族特別控除（注2）

	親族等の合計所得金額（注1）		左に対応する給与収入金額		所得税	市・県民税
特定扶養親族に該当しない場合に適用	580,000円超	850,000円以下	1,230,000円超	1,500,000円以下	63万円	45万円
	850,000円超	900,000円以下	1,500,000円超	1,550,000円以下	61万円	
	900,000円超	950,000円以下	1,550,000円超	1,600,000円以下	51万円	
	950,000円超	1,000,000円以下	1,600,000円超	1,650,000円以下	41万円	41万円
	1,000,000円超	1,050,000円以下	1,650,000円超	1,700,000円以下	31万円	31万円
	1,050,000円超	1,100,000円以下	1,700,000円超	1,750,000円以下	21万円	21万円
	1,100,000円超	1,150,000円以下	1,750,000円超	1,800,000円以下	11万円	11万円
	1,150,000円超	1,200,000円以下	1,800,000円超	1,850,000円以下	6万円	6万円
	1,200,000円超	1,230,000円以下	1,850,000円超	1,880,000円以下	3万円	3万円
	1,230,000円超		1,880,000円超		適用なし	

（注1）退職所得がある場合、合計所得金額には、所得税では含み、市・県民税では含みません。

（注2）特定親族特別控除を受けられる人は、年齢が19歳以上23歳未満（H15.1.2～H19.1.1）で合計所得金額が58万円超123万円以下の親族等を有する人です。

● 市・県民税の非課税要件等 ●

◎均等割が非課税になる人	①本人のみの場合は、前年中の合計所得金額が38万円以下の人 ②扶養親族がいる場合には、所得が次の算式で求めた金額以下の人 （本人＋扶養親族等の数）×28万円＋26万8千円以下の人
◎所得割が非課税になる人	①本人のみの場合は、前年中の総所得金額等が45万円以下の人 ②扶養親族がいる場合には、所得が次の算式で求めた金額以下の人 （本人＋扶養親族等の数）×35万円＋42万円以下の人 ③所得控除・税額控除により所得割が算出されない人
◎均等割・所得割両方が非課税になる人	①生活保護法の規定により生活扶助を受けている人 ②障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親で合計所得金額が135万円以下の人

※扶養親族等の数には、16歳未満の年少扶養親族及び同一生計配偶者を含んだ数となります。

※総所得金額等とは、総所得金額に退職所得金額と山林所得金額を合計したものです。

税額控除（調整控除）

税源移譲に伴い生じる個人市・県民税と所得税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、算式により求めた金額を所得割額から控除します。

調整控除の詳細については、市ホームページご参照ください。

U R L : <https://www.city.imari.lg.jp/3886.htm>



税額控除（寄附金税額控除）について

前年中に対象となる団体に対して寄付したときは、算出により求めた金額が差し引かれます。

寄附金税額控除の詳細については、市ホームページをご参照ください。

U R L : <https://www.city.imari.lg.jp/3886.htm>



- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（ふるさと寄附金）
- 2 佐賀県内の共同募金会又は日本赤十字社佐賀県支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の県又は市の条例で定めるもの
- 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の県又は市の条例で定めるもの

● 医療費控除の対象となる医療費 ●

〈医療費の明細書として医療費通知を利用できます〉

病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象となります。

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの（例示）	控除の対象に含まれないもの（例示）
● 医師、歯科医師による診療や治療の対価 ● 治療のためのあんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価 ● 助産師による分娩の助産の対価 ● 医師等による一定の特定保健指導の対価	● 医師等による診療等をうけるために直接必要なもので、次のような費用 ○ 通院費 ○ 医師等の送迎費 ○ 入院の対価として支払う部屋代や食事代 ○ 医療器具の購入や賃借のための費用 ○ 義手、義足、松葉づえや義歯等の購入費用 ○ 身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用などに当たるもの ○ 6ヵ月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書（「おむつ使用証明書」）のあるもの（＊2） ● 介護保険制度の下で提供される一定の施設サービス居宅サービスの対価	● 容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用 ● 健康診断の費用（＊3） ● 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ● 治療をうけるために直接必要としない、近視や遠視のための眼鏡等の購入費用 ● インフルエンザ予防接種の費用 ● 文書料 ● 医師の指示を受けず個室を利用したときの差額ベッド代
● 治療や療養に必要な医薬品の購入の対価	● かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用 ● 医師等の処方や指示により医師等による診療を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用	● 疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入費用

＊1 医療費は、前年中に実際に支払ったものに限りて控除の対象となります。未払となつていて医療費は、実際に支払った年の医療費控除の対象となります。

＊2 おむつ代について医療費控除をうけることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書を「おむつ使用証明書」に代えることができます。なお、この「おむつ使用証明書」とおむつ代の領収書は確定申告に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。

＊3 人間ドックなどの健康診断や特定健康診断の費用は控除の対象となりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受ける時、又は特定健康診断を行った医師の指示に基づき一定の特定保健指導を受けたときには、健康診断や特定健康診断の費用も医療費控除の対象となります。

医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について（通常の医療費控除と併用できません）

(1) 制度の概要

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行っている方が、前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者・その他の親族のために12,000円以上の対象医薬品を購入した場合には、「セルフメディケーション税制（最高88,000円）」を受けることができます（通常の医療費控除との選択適用）。

(2) 適用を受けられる方

セルフメディケーション税制の適用を受けようとする年分に、「健康の保持増進及び疾病の予防に関する一定の取組」を行っている居住者が対象となります。

一定の取組とは、次の取組をいいます。

- ① 保険者（健康保険組合等）が実施する健康診断【人間ドック、各種健（検）診等】
- ② 市町村が健康増進事業として行う健康診断
- ③ 予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】
- ④ 勤務先で実施する定期健康診断【事業主検診】
- ⑤ 特定健康診断（いわゆるメタボ検診）、特定保健指導
- ⑥ 市町村が健康増進事業として実施するがん検診

＊1 申告される方が一定の取組を行っている必要があります（申告される方と生計を一にする配偶者その他の親族の方が「一定の取組」を行っている必要はありません。）

＊2 「一定の取組」に要した費用は控除の対象となりません。

(3) 対象医薬品の範囲

対象医薬品は、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局やドラッグストア等で購入できる医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）及び令和6年以降に購入された医薬品でスイッチOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する一定の医薬品とされています。

具体的な対象医薬品の一覧は、厚生労働省ホームページをご確認ください。

（注）セルフメディケーション税制の対象となる医薬品の購入費用であっても、それが治療や療養に必要な医薬品の購入の対価であれば、通常の医療費控除を受けることを選択した場合は、医療費控除の対象となります。

セルフメディケーション税制の対象とされる医薬品は、購入した際の領収書（レシート）に控除対象であることが記載されています。

一部の対象医薬品については、その医薬品のパッケージにセルフメディケーション税制の対象である旨を示す識別マークが掲載されています。



(4) 手続・必要な書類

セルフメディケーション税制の適用を受けるためには、次の書類の提出が必要です。

- ① 個人ごと薬局別に集計した任意の集計表、セルフメディケーション税制の明細書
- ② 一定の取組を行ったことを明らかにする書類（提示によることもできます。）

〈一定の取組を行ったことを明らかにする書類〉

- ・ インフルエンザの予防接種又は定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収書又は予防接種済証
- ・ 市町村のがん検診の領収書又は結果通知表
- ・ 職場で受けた定期健康診断の結果通知表
- ・ 「定期健康診断」という名称又は「勤務先（会社等）名称」が記載されている必要があります。
- ・ 特定健康診断の領収書又は結果通知表
- ・ 「特定健康診断」という名称又は「保険者名（ご加入の健保組合等の名称）」が記載されている必要があります。
- ・ 人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診（検診）の領収書又は結果通知表
- ・ 「勤務先（会社等）名称」「保険者名（ご加入の健保組合等の名称）」が記載されている必要があります。

保険金などで補てんされる金額

次のようなものは、支払った医療費から差し引きます。

- (1) 生命保険契約や損害保険契約に基づき医療費の補てんを目的として支払を受ける医療保険金や入院費給付金、傷害費用保険金など
- (2) 社会保険や共済に関する法律やその他の法令の規定に基づき、医療費の支払の事由を給付原因として支給を受ける給付金。例えば、健康保険法の規定により支給を受ける療養費や出産育児一時金、家族療養費、高額療養費、高額介護合算療養費など
- (3) 医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金
- (4) 任意の互助組織から医療費の補てんを目的として支払を受ける給付金

●申告受付日程及び会場等

来庁者の平準化を図るため市役所での申告受付に

地区割による受付期間を設定します。会場は市役所 1 階市民ロビーです。

※混雑解消のため、地区割にご協力いただきますようお願いいたします。

※地区割の受付期間に都合がつかない場合は、期間内いずれかの日にご来庁ください。

◎市役所での受付

地 区	受付期間	受付時間等
伊万里 大坪 波多津	2月18日(水)～2月24日(火)	月・水・木・金曜日 9:30～16:00 火曜日 9:30～19:00 会場：市役所 1 階市民ロビー ※受付期間の祝日は閉庁
黒川 南波多 松浦 二里	2月25日(水)～3月 2日(月)	
大川 立花 東山代	3月 3日(火)～3月 9日(月)	
大川内 牧島 山代	3月10日(火)～3月16日(月)	

◎コミュニティセンター（旧公民館）での受付

地 区	月 日	受付時間	場 所	対 象 行 政 区 等
大川内	2月20日(金)	10:00～12:00	大川内 コミュニティセンター	大川内町全域
		13:00～15:00		
大坪	2月24日(火)	10:00～12:00	大坪 コミュニティセンター	栄町 柳井町 白野 永山 屋敷野 上古賀 下古賀 西門蔵寺 つつじヶ丘
		13:00～15:00		祇園町 六仙寺 東門蔵寺 みどりが丘 あさひが丘
牧島	2月25日(水)	10:00～12:00	牧島 コミュニティセンター	木須西 本瀬戸 中通 早里 漁港 釘島
		13:00～15:00		
伊万里	2月26日(木)	10:00～12:00	伊万里 コミュニティセンター	脇田 平山 岩立 弁天町 上ノ山
		13:00～15:00		上黒尾町 相生町 船屋町 松島 下松島 陣内 木須東
山代	2月27日(金)	10:00～12:00	山代 コミュニティセンター	鳴石 久原一区 久原二区 久原三区
		13:00～15:00		楠久 楠久津 福川内 城 峰
	3月 2日(月)	10:30～12:00	山代西小学校	西分 西大久保 野々頭 東分 浦之崎 川南 立岩 向山
		13:00～15:00		
二里	3月 3日(火)	10:00～12:00	二里 コミュニティセンター	大里 福母 内の馬場 金武 作井手 中田 吉野 川内 古子
		13:00～15:00		東八谷郷 西八谷郷 川東
大川	3月 4日(水)	10:00～12:00	大川 コミュニティセンター	宿 川西 相の谷 井手口 長野 川原
		13:00～15:00		駒鳴 立川 片竹 戸石川 山口 東田代
松浦	3月 5日(木)	10:00～12:00	松浦 コミュニティセンター	東分 上原 下分 下平 梅岩 岳坂 村分
		13:00～15:00		藤川内 久良木 宿分 上分 中通 金石原
東山代	3月 9日(月)	10:00～12:00	東山代 コミュニティセンター	里 福和 川内野 日南郷 下分 滝川内 辻の堂 大久保 国見
		13:00～15:00		長浜 日尾 天神 脇野 浦川内 東大久保 福住
南波多	3月10日(火)	10:00～12:00	南波多 コミュニティセンター	大川原 小麦原 府招下 府招上 原屋敷 井手野
		13:00～15:00		古川 笠椎 高瀬 開拓 大曲 水留 古里 谷口 重橋
黒川	3月11日(水)	10:00～12:00	黒川 コミュニティセンター	清水 横野 立目 牟田 花房 畑川内 長尾 真手野
		13:00～15:00		福田 浦湯 干湯 大黒川 奥野 塩屋 小黒川 浦分 黒塩 糟原 名村団地
波多津	3月12日(木)	10:00～12:00	波多津 コミュニティセンター	木場 筒井 井野尾 田代 板木 津留主屋 中山
		13:00～15:00		畑津 内野 煤屋 馬蛤湯 辻 浦